

令和6年三重県議会定例会
防災県土整備企業常任委員会
所管事項説明資料

1	令和6年度組織機構について	1
2	令和6年度当初予算について	3
3	能登半島地震の被災地支援について	11
4	防災・減災対策の計画的な推進について	15
5	消防・保安体制の充実・強化について	17
6	災害対策活動体制の充実・強化について	27
7	南海トラフ地震対策の推進について	33
8	地域防災力の向上について	37
9	危機管理の推進について	43
10	国民保護の推進について	45

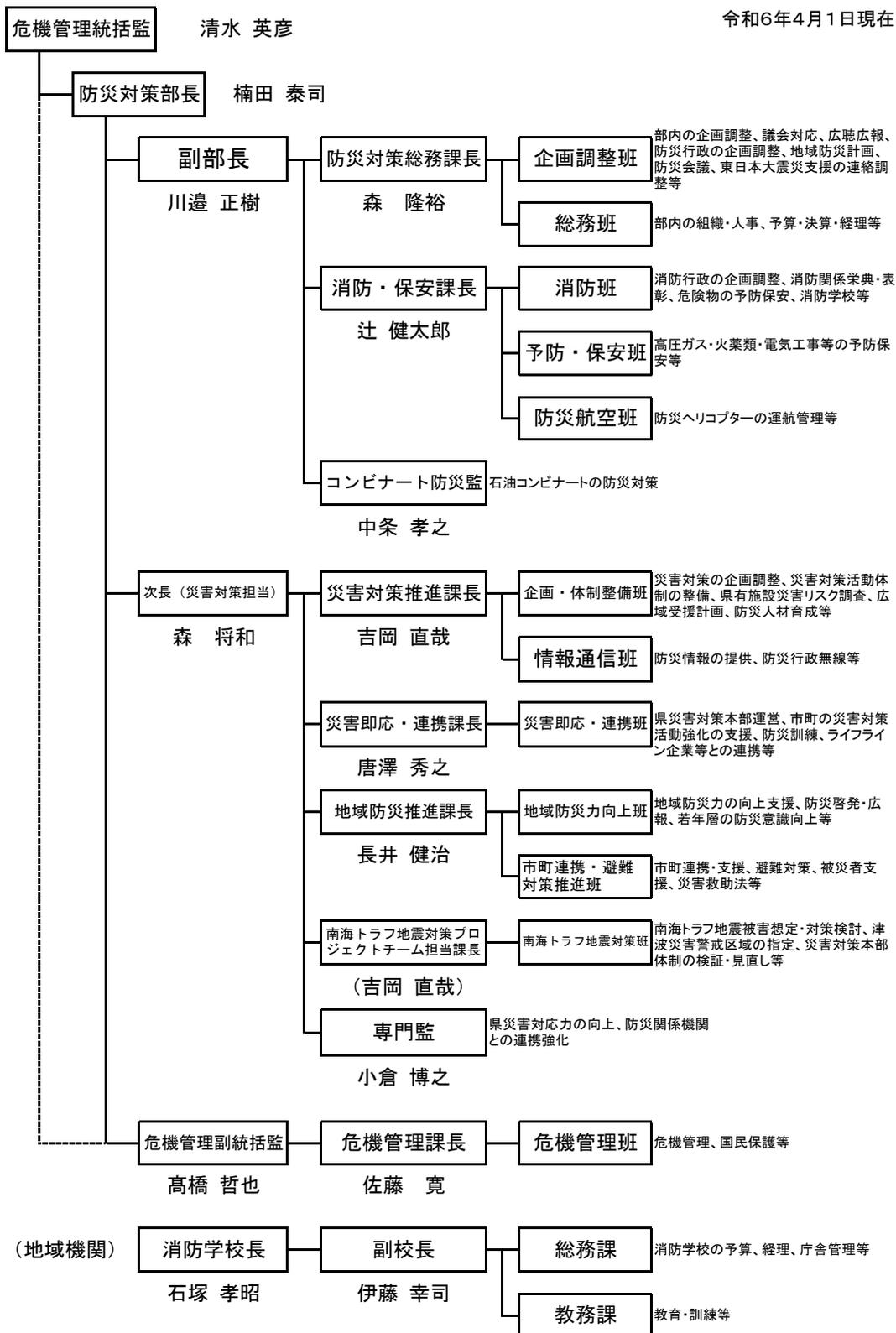
《別冊》 事務事業概要

令和6年5月24日

防 災 対 策 部

1 令和6年度組織機構について

令和6年4月1日現在



職員数

本庁	83 (15)
地域機関	14 (7)
合計	97 (22)

()は市町等からの派遣職員数で内数

2 令和6年度当初予算について

(1) 全体の予算状況

(単位：千円、%)

	令和5年度 当初予算額 (A)	令和6年度 当初予算額 (B)	比 較	
			増 減 (B)-(A)	増減率 (B)-(A)/(A)
防災対策部 (全体)	2,535,604	3,806,902	1,271,298	50.1
(内訳) 企画費	981	1,412	431	43.9
防災費	2,534,623	3,805,490	1,270,867	50.1

(2) 予算の内訳

(単位：千円、%)

		令和5年度 当初予算額 (A)	令和6年度 当初予算額 (B)	比 較	
				増 減 (B)-(A)	増減率 (B)-(A)/(A)
企画費	危機管理推進事業費	981	1,412	431	43.9
防災費	給与費	610,628	623,818	13,190	2.2
	防災総務費	23,636	23,858	222	0.9
	防災対策費	277,520	296,316	18,796	6.8
	地震対策費	281,432	567,362	285,930	101.6
	防災行政無線等管理費	211,263	259,170	47,907	22.7
	防災行政無線整備事業費	13,409	1,006,659	993,250	7,407.3
	防災ヘリコプター運航管理費	556,972	587,121	30,149	5.4
	国民保護費	8,079	6,247	△ 1,832	△ 22.7
	消防指導費	526,012	352,841	△ 173,171	△ 32.9
	銃砲火薬ガス等取締費	21,064	37,723	16,659	79.1
	災害救助費	4,608	44,375	39,767	863.0
	合計	2,535,604	3,806,902	1,271,298	50.1

防災対策部

令和6年度当初予算のポイント・主要事業

1 予算調製にあたっての基本的な考え方

本年1月1日に発生した最大震度7を記録する能登半島地震により、石川県を中心に甚大な被害が発生しました。本県としても、発災直後から被災地支援に取り組んできたところですが、引き続き、被災地の方々一人ひとりの思いに寄り添い、被災地のニーズをふまえて可能な限りの支援を行っていきます。

本県においては、近い将来の南海トラフ地震の発生が懸念される中、今回の被災地支援活動を通じて得られた教訓もふまえつつ、県民の命を守る取組を強化していきます。

具体的には、地震・津波や風水害から県民の命を守るため、三重県独自の防災アプリを開発し普及促進を図ることなどにより、県民の適切な避難行動を促進するとともに、一時避難場所や避難所環境の整備を促進します。また、有事の際に県民が適切に避難できるよう、避難行動訓練の実施や地下避難施設等の指定に取り組みます。

南海トラフ地震から県民の命を守るため、能登半島地震の教訓もふまえ南海トラフ地震被害想定の見直しを行ったうえで、県の防災・減災対策を検証し、より実効性のある具体的な対策の検討につなげます。また、津波からの適切な避難を一層促進するとともに、地震・津波による災害への対応力のさらなる強化を図ります。

南海トラフ地震等の大規模災害発生時においても、消防職員・消防団員がそれぞれの役割を果たすことで、円滑な消防・救助・救急活動が実施されるよう、消防団員の減少抑制と常備消防の基盤強化、消防職員・消防団員の資質の向上に取り組みます。また、南海トラフ地震に備え、石油コンビナート防災対策を推進します。

2 主な重点項目

(1) あらゆる災害から命を守る適切な避難の促進

① (一部新) 避難行動促進事業

予算額 18,260千円

[地域防災推進課(224-2185)]

県民が外出先においても津波等から避難できるよう、三重県独自の防災アプリを開発して避難に必要な情報を発信するとともに、県防災アプリを活用した県内一斉訓練等を実施し、アプリの普及促進を図ります。

② (新) 昭和東南海地震80年シンポジウム事業※

予算額 5,000千円

※「みえ防災・減災センター」事業の一部

[地域防災推進課(224-2184)]

昭和東南海地震80年の機会を捉えて防災意識の醸成を図るとともに、「みえ防災・減災センター」の設置後10年間を地域・企業支援、人材育成・活用等の分野別に振り返り、成果と課題をふまえて今後の活動を検討するシンポジウムを開催します。

- ③ (一部新) 地域減災対策推進事業 予算額 373,411千円
[地域防災推進課 (224-2185)]

避難所に躊躇することなく避難できるよう、非常用自家発電設備等で稼働する空調設備の整備を促進します*。また、津波避難タワー等の一時避難場所や避難路の整備をはじめ、地域の避難計画の作成や、プライバシーに配慮した避難所運営等に取り組む市町に対して支援を行います。

※令和6年度予算：0円、債務負担行為の設定：令和6年度～令和21年度

- ④ 国民保護対策費 予算額 6,247千円
[危機管理課 (224-2734)]

有事の際に県民が適切な避難行動をとれるよう、住民参加による避難行動訓練を実施するとともに、地下避難施設等の指定を進めるため、企業や各種団体等への周知・啓発を実施します。

(2) 南海トラフ地震対策の一層の推進

- ① (新) 能登半島地震調査事業* 予算額 2,591千円
※「みえ防災・減災センター」事業の一部
[災害即応・連携課 (224-2186)]

能登半島地震の被災地の支援活動や調査を通じて得られた教訓もふまえ、県の防災・減災対策について検証を行います。

- ② (一部新) 地震対策推進事業 予算額 144,020千円
[災害対策推進課 (224-2189)]

能登半島地震の教訓もふまえ南海トラフ地震被害想定の見直しを行うとともに、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく「津波災害警戒区域」の指定に向けて必要な調査を実施し、より実効性のある具体的な対策の検討につなげます。また、発災時に県災害対策本部を設置する県有施設や防災航空隊活動拠点等の災害リスクについて調査を行います。

- ③ 災害即応力強化推進事業 予算額 103,143千円
[災害対策推進課 (224-2189)]

能登半島地震の教訓もふまえ県災害対策本部の組織体制の検証と見直しを行います。また、緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練の開催に合わせ、住民・消防団と連携した総合防災訓練を実施します。さらに、令和6年は昭和東南海地震の発生から80年の節目に当たることから、津波からの避難に重点を置いた総合防災訓練を実施します。

- ④ 【再掲】 地域減災対策推進事業 予算額 373,411千円

- ⑤ 【再掲】 避難行動促進事業 予算額 18,260千円

- ⑥ 【再掲】 昭和東南海地震80年シンポジウム事業 予算額 5,000千円

(3) 大規模災害に備える消防・保安体制の強化

①消防行政指導事業

予算額 16,232千円

[消防・保安課(224-2108)]

消防団員の入団促進と退団抑制に向け、団員のモチベーションの維持・向上を図るため、地域コミュニティと消防団が一体となった取組等、新たな視点での取組や、活動環境の改善に向けた取組を行う市町を支援します。また、消防団員の入団促進のため、企業等に対する説明会等を開催し、消防団活動について普及啓発を実施するとともに、消防団活動に対する企業等の理解・協力を促進するため、消防団協力事業所の顕彰等を実施します。さらに、市町による消防の広域化及び連携・協力に向けた取組を促進します。

②消防職団員教育訓練費

予算額 10,871千円

[消防・保安課(224-2108)]

消防学校において、基本的・専門的な教育訓練に加え、ガレキ救助や土砂災害の訓練施設を活用し、大規模災害を想定したさまざまな実践的訓練を実施することで、安全・確実・迅速に消火・救助・救急活動ができる消防職団員を育成します。

③救急救命活動向上事業

予算額 3,272千円

[消防・保安課(224-2108)]

救命率の向上に向け、メディカルコントロール体制のもとで指導救命士の養成講習や、救急救命士が行う特定行為を円滑に行うための講習等を実施します。

④(一部新) 高圧ガス指導事業

予算額 34,978千円

[消防・保安課(224-2183)]

南海トラフ地震の発生に備え、三重県石油コンビナート等防災計画の見直しに向けた石油コンビナート防災アセスメント調査を実施します。また、高圧ガス製造施設等への立入検査や保安検査等を実施します。

3 その他の主要事業

政策名、施策名及び事業の内容	担当課・ 電話番号
<p><<政策名：防災・減災、県土の強靱化>></p> <p><施策名：(1-1)災害対応力の充実・強化></p> <p>1 防災行政無線整備事業 1, 006, 659千円 【(1-1-2)市町における災害対策活動の充実・強化に向けた支援】 (第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費) 地震・台風等の非常災害時にも市町や防災関係機関との通信を確保するため、防災通信ネットワークにおける衛星系防災行政無線設備について、新規格への対応を進めるなど、より信頼性の高い設備への更新を計画的に行います。</p> <p><施策名：(1-2)地域防災力の向上></p> <p>1 「みえ防災・減災センター」事業 20, 332千円※ <small>※昭和東南海地震80年シンポジウム事業及び能登半島地震調査事業を除く</small> 【(1-2-1)災害に強い地域づくり】 (第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費) 防災人材を育成し、育成した人材を地域の防災活動につないでいきます。また、県内の学生等の若者を、地域の防災活動の担い手として養成するとともに、養成した若者が地域で行う防災活動等を支援します。</p> <p>2 防災情報プラットフォーム事業 57, 479千円 【(1-2-2)災害から命を守る適切な避難の促進】 (第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費) 避難を必要とするすべての人が適切に避難できるよう、防災情報プラットフォームの維持管理を行い、きめ細かな防災情報を、多様な媒体により、迅速かつわかりやすく提供します。</p>	<p>災害対策推進課 (224-2157)</p> <p>地域防災推進課 (224-2184)</p> <p>災害対策推進課 (224-2157)</p>

あらゆる災害から命を守る適切な避難の促進



地域防災推進課 224-2185
危機管理課 224-2734

地震・津波や風水害から県民の命を守るため、三重県独自の防災アプリを開発し普及促進を図ることなどにより、県民の適切な避難行動を促進するとともに、一時避難場所や避難所環境の整備を促進します。また、有事の際に県民が適切に避難できるよう、避難行動訓練の実施や地下避難施設等の指定に取り組みます。

県民の適切な避難行動の促進

☞ (一部新) 避難行動促進事業 (18,260千円)

- 県民の皆さんが外出先においても津波等から避難できるよう、三重県独自の防災アプリを開発し、避難に必要な情報を発信
- アプリを活用した県内一斉訓練等を実施し、アプリを普及促進



☞ (新) 昭和東南海地震80年シンポジウム事業 (5,000千円) ※「みえ防災・減災センター」事業の一部

- 昭和東南海地震80年の機会を捉えて防災意識の醸成を図るとともに、「みえ防災・減災センター」の設置後10年を地域・企業支援、人材育成・活用等の分野別に振り返り、成果と課題をふまえて今後の活動を検討

一時避難場所や避難所環境の整備促進

☞ (一部新) 地域減災対策推進事業 (373,411千円)

- 津波避難タワー等の一時避難場所や避難路の整備に取り組む市町への支援を加速
- 避難所において非常用自家発電設備等で稼働する空調設備の整備を行う市町を支援(令和6年度予算:0円、債務負担行為の設定:令和6年度~令和21年度)
- 地域の避難計画の作成や、プライバシーに配慮した避難所運営等に取り組む市町を支援



津波避難タワー(志摩市)



有事の際の避難対策

☞ 国民保護対策費 (6,247千円)

- 有事の際に県民が適切な避難行動をとれるよう、住民参加による避難行動訓練を実施
- 地下避難施設等の指定を進めるため、企業や各種団体等への周知・啓発を実施



南海トラフ地震対策の一層の推進



災害対策推進課 224-2189
災害即応・連携課 224-2186

南海トラフ地震から県民の命を守るため、能登半島地震の教訓もふまえ南海トラフ地震被害想定の見直しを行ったうえで、県の防災・減災対策を検証し、より実効性のある具体的な対策の検討につなげます。また、津波からの適切な避難を一層促進するとともに、地震・津波による災害への対応力のさらなる強化を図ります。

南海トラフ地震から県民の命を守るための実効性のある具体的な対策の検討

☞ (新) 能登半島地震調査事業

(2,591千円) ※「みえ防災・減災センター」事業の一部

- 能登半島地震の被災地の支援活動や調査を通じて得られた教訓もふまえ、県の防災・減災対策について検証



防災航空隊の活動



緊急消防援助隊の活動

☞ (一部新) 地震対策推進事業 (144,020千円)

- 南海トラフ地震の被害想定を見直し
- 「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく「津波災害警戒区域」の指定に向けて必要な調査を実施
- 発災時に県災害対策本部を設置する県有施設や、防災航空隊活動拠点等の災害リスクを調査



津波からの適切な避難の促進

☞ 【再掲】 地域減災対策推進事業

- 津波避難タワーや避難路、避難所環境の整備を促進

☞ 【再掲】 避難行動促進事業

- 防災アプリを開発して避難に必要な情報を発信

☞ 【再掲】 昭和東南海地震80年シンポジウム事業

- 昭和東南海地震80年の機会を捉えて防災意識を醸成

地震・津波による災害への対応力の強化

☞ 災害即応力強化推進事業 (103,143千円)

- 県災害対策本部の組織体制の検証と見直しを実施
- 緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練の開催に合わせ、住民・消防団と連携した総合防災訓練を実施
- 昭和東南海地震の発生から80年の節目を迎えるに当たり、津波からの避難に重点を置いた総合防災訓練を実施



総合防災訓練

大規模災害に備える消防・保安体制の強化



消防・保安課

224-2108

南海トラフ地震等の大規模災害発生時においても、消防職員・消防団員がそれぞれの役割を果たすことで、円滑な消防・救助・救急活動が実施されるよう、消防団員の減少抑制と常備消防の基盤強化、消防職員・消防団員の資質の向上に取り組めます。また、南海トラフ地震に備え、石油コンビナート防災対策を推進します。

消防団員の減少抑制と常備消防の基盤強化

消防行政指導事業 (16,232千円)

- 消防団員の入団促進と退団抑制に向け、地域コミュニティと一体となった取組等、新たな視点での取組や、活動環境の改善に向けた取組を行う市町を支援
- 消防団員の入団促進のため、企業等に対する説明会等を開催し、消防団活動について普及啓発
- 消防団活動に対する企業等の理解・協力を促進するため、消防団協力事業所の顕彰等を実施
- 市町による消防の広域化及び連携・協力に向けた取組を促進



消防団による消火活動



消防通信指令の共同運用

消防職員・消防団員の資質の向上

消防職団員教育訓練費 (10,871千円)

- 消防学校において、基本的・専門的な教育訓練に加え、ガレキ救助や土砂災害の訓練施設を活用し、大規模災害を想定したさまざまな実践的訓練を実施



消防学校でのガレキ救助訓練

救急救命活動向上事業 (3,272千円)

- 救命率の向上に向け、メディカルコントロール体制のもとで指導救命士の養成講習や、救急救命士が行う特定行為を円滑に行うための講習等を実施

石油コンビナート防災対策の推進と産業保安の確保

(一部新) 高圧ガス指導事業 (34,978千円)

- 南海トラフ地震の発生に備え、三重県石油コンビナート等防災計画の見直しに向けたアセスメント調査を実施
- 高圧ガス製造施設等への立入検査や保安検査等を実施



3 能登半島地震の被災地支援について

令和6年1月1日16時10分に発生した「令和6年能登半島地震」では、石川県輪島市・志賀町で最大震度7が観測され、特に奥能登地域で甚大な被害が発生したことから、三重県は直ちに「中部9県1市災害時等の応援に関する協定」に基づく広域応援活動を開始しました。

令和5年度は、三重県が同協定の幹事県であったことから、総務省、全国知事会、関西広域連合、中部9県1市の各構成県市と応援活動の調整を行い、総務省「応急対策職員派遣制度」に基づくカウンターパート支援として、三重県は輪島市を支援しています。

カウンターパート支援については、輪島市長の要請に基づき、現在、5月末を目途に活動を行っており、引き続き、復旧・復興に向けた公費解体支援や中長期派遣等、被災地に必要な支援を実施していきます。

また、能登半島地震の被災地へ派遣された職員（県・市町・防災関係機関等）が支援活動を通じて得た気づきを共有し、南海トラフ地震対策に生かすため『能登半島地震支援活動「気づき」集』の作成に取り組みます。

1 能登半島地震被災地支援活動の概要

(1) 人的支援（※派遣人員数は5月10日時点）

①カウンターパート支援（輪島市）

- ・総括支援チーム（活動期間：1月3日～活動中）
派遣人員：（県）延べ455人日、（市町）延べ225人日
主な活動：市災害対策本部会議運営、各種対応への助言、救助機関及び避難所支援団体との調整
- ・現地連絡所総合調整窓口（活動期間：1月3日～活動中）
派遣人員：（県）延べ474人日、（市町）延べ7人日
主な活動：輪島市カウンターパート支援団体間の調整、被災者支援オペレーション確立支援
- ・避難所支援（活動期間：1月5日～活動中）
派遣人員：（県）延べ1,716人日、（市町）延べ2,427人日
主な活動：各避難所間の運営調整、市等との連絡調整、避難所運営支援



輪島市災害対策本部会議



避難所支援活動

②中部9県1市災害時等の応援に関する協定に基づく支援

- ・情報連絡員（活動期間：1月2日～2月28日）
派遣人員：（県）106人日
主な活動：石川県災害対策本部での支援ニーズの把握
石川県、総務省、全国知事会、関西広域連合と被災市町支援体制の調整
輪島市カウンターパート支援都道府県との調整

③国からの要請等による支援

支援チーム等	活動期間	延べ派遣人員
緊急消防援助隊（防災航空隊）	1/2～1/31	86 人日
緊急消防援助隊（三重県大隊）	1/10～1/19	2,080 人日
三重県警察災害派遣隊	1/3～5/6	2,456 人日
応急危険度判定士	1/4～1/19	168 人日
被災宅地危険度判定士	2/12～2/18	54 人日
被災家屋・建物の公費解体に係る人的支援	2/19～活動中	248 人日
応急仮設住宅建設支援	3/3～3/18	54 人日
被害認定調査	4/16～活動中	320 人日
下水道関係県職員	1/8～2/24	318 人日
漁港関係県職員	1/16～1/31	18 人日
林道施設の被害状況調査	3/3～3/30	28 人日
獣医師県職員	2/22～4/16	20 人日
保健師チーム	1/6～3/31	470 人日
DMA T（災害派遣医療チーム）	1/2～2/17	955 人日
DPA T（災害派遣精神医療チーム）	1/5～2/8	160 人日
DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）	1/31～2/9	60 人日
日赤三重県支部救護班	1/4～4/3	440 人日
三重県薬剤師会	1/9～2/13	54 人日
三重県看護協会	1/17～2/26	152 人日
JDAーDAT（三重県栄養士会）	1/5～2/15	30 人日
JDAT（災害歯科医師支援チーム）	2/9～3/9	84 人日
JRAT（日本災害リハビリテーション支援協会）	2/18～3/21	95 人日
JMAT（日本医師会災害医療チーム）	2/10～3/11	87 人日
DWAT（災害派遣福祉チーム）	3/1～3/28	168 人日
社会福祉協議会	1/18～活動中	537 人日
給水車支援	1/2～4/30	1,426 人日
三重県清掃事業連合会（生活ごみの処理）	1/28～2/4	40 人日
学校支援チーム	1/19～3/31	310 人日
学芸員（被災文化財等救援）	4/29～5/3	5 人日

(2) 物資支援

中部9県1市災害時等の応援に関する協定に基づく支援及びカウンターパート支援（輪島市）として、令和6年1月2日から6日までに、三重県トラック協会と連携し、以下の物資を被災地に提供しました。

品目	数量
食料	113,040 食
水	100,884 リットル
ブルーシート	3,160 枚
毛布	1,110 枚
間仕切り（簡易テント）	999 個
簡易エアマット	1,400 セット



支援物資の積み込み作業

(3) その他の支援

- ・義援金の受付
- ・ふるさと納税の代行受付
- ・被災者への県営住宅の提供
- ・みえ災害ボランティア支援センターによる災害ボランティア支援
- ・三重テラスでの能登半島地震復興支援イベントの開催（輪島塗の展示販売等）

2 能登半島地震支援活動「気づき」集の作成

『能登半島地震支援活動「気づき」集』（以下、「気づき集」という。）は、「発災当初版（発災から令和6年3月末）」と「発災当初から復旧フェーズ版（発災から令和6年5月末）」の2種類を作成します。

「発災当初版」は、被災地支援の現場で得られた500以上の気づきを課題別に整理し、課題ごとに南海トラフ地震対策の方向性をまとめたものとする予定です。

今後、「発災当初から復旧フェーズ版」を作成するとともに、気づき集に掲げる対策の方向性をふまえ、実効性のある具体的な対策について検討していきます。

4 防災・減災対策の計画的な推進について

三重県では、災害対策基本法に基づく「三重県地域防災計画」をはじめ、「三重県防災対策推進条例」や条例に基づく事業計画として策定した「三重県防災・減災アクションプラン」等により、防災・減災対策を推進しています。

1 三重県地域防災計画

(1) 目的

災害対策基本法第 40 条の規定に基づき、三重県防災会議が作成する計画であり、三重県の地域にかかる災害対策を、各防災関係機関が総合的、計画的に推進し、三重県の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって社会秩序の維持と公共の福祉を確保することを目的としています。

(2) 構成

「風水害等対策編」「地震・津波対策編」で構成され、いずれも講じるべき対策を時間軸の観点から「災害予防・減災対策」「発災後対策」「復旧・復興対策」の 3 つに大きく区分しています。

また、「風水害等対策編」では、航空機・列車・船舶事故など、自然災害以外の重大事故等への対策についても記述しています。

(3) 計画の修正

災害対策基本法第 40 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認められるときは速やかに修正することとしています。

2 三重県防災対策推進条例

(1) 目的

防災対策は特別な活動ではなく日々の生活と一体のものであるとする「防災の日常化」の考え方にに基づき、「自助」「共助」「公助」の理念のもと、県民、自主防災組織、事業者、市町、防災関係機関及び防災ボランティア等の団体と緊密に連携し、防災対策を推進することにより、災害に強い地域社会を実現することを目的としています。

(2) 条例の概要

計画的な防災対策を実施するための事業計画を策定することをはじめ、災害予防対策（防災人材の育成、BCPの整備、地区防災計画の普及等）や、災害応急対策（災害発生時における適切な避難、応急体制の確立、情報連絡体制の確立等）、災害復旧復興対策（地域社会の再生、復興方針・復興計画の策定等）などにおける各主体の責務や役割を規定しています。

3 三重県防災・減災アクションプラン

(1) 目的

災害等から県民の命を守るために特に注力すべき「自助」「共助」「公助」による防災・減災や国民保護の取組について、計画期間内で何をめざし、そのために何をすべきか、到達目標の実現に向けて毎年度取り組むべきアクションを明確化することで、「命に直結する取組」を着実に進めることを目的としています。

(2) 位置づけ

三重県防災対策推進条例第 10 条に基づく、三重県地域防災計画に定められた防災対策を実行するための事業計画であり、これまで本県が進めてきた防災・減災の取組を基礎としながら、「みえ元気プラン」に掲げた防災・減災施策の実施に向けた具体的な取組内容を示すものです。

(3) 計画期間

令和 5 年度から令和 8 年度までの 4 年間

(4) 施策体系

今後の 4 年間で着実に進めることが必要な「命に直結する取組」を 5 つの取組方向・14 の施策に整理するとともに、各施策に「めざす姿(令和 8 年度末に到達すべき目標)」と「特に注力する取組」を設定し、「特に注力する取組」ごとに毎年度のアクションを明確化しています。

取組方向	施策
1 災害即応体制の充実・強化	1-1 災害対策本部機能の強化 1-2 職員の災害対応能力の向上
2 災害保健医療体制の整備	2-1 保健医療活動を支える人材育成の推進 2-2 医療体制の継続性の確保
3 確実に避難することができる体制の整備	3-1 避難施設の整備促進 3-2 津波避難の実効性を確保する仕組みの構築 3-3 避難に必要な防災情報の提供
4 安全・安心な避難環境の整備	4-1 避難所の運営体制の整備と被災者に対する健康支援 4-2 避難所における避難者へのきめ細かな支援 4-3 物資の受入・供給体制の整備 4-4 多様な支援主体を受け入れる体制整備
5 命を守るための意識の醸成と地域の防災活動の活性化	5-1 命を守るための意識の醸成 5-2 防災教育の推進 5-3 地域の防災人材の育成

(5) 進捗管理

各施策の進捗状況について毎年度公表するとともに、社会情勢の変化などをふまえ必要に応じて各取組の見直し等を行い、アクションプランに基づく防災・減災対策の着実な推進を図っていきます。

5 消防・保安体制の充実・強化について

地域住民の安心・安全を守るため、消防組織法等に基づく県内の消防力の充実・強化の推進、救急救命士の養成等を担うとともに、高圧ガス保安法等の産業保安関連法に基づく事故防止や保安の確保、石油コンビナート等災害防止法等に基づくコンビナート地域の防災体制の確保等を推進しています。

また、防災航空隊に防災ヘリコプター「みえ」を配備し、救急・救助活動や災害応急対策活動、林野火災消火活動等を実施しています。

1 消防の広域化及び連携・協力

(1) 経緯

消防庁は、消防が災害や事故の多様化・大規模化などに対応していくためには、消防の広域化が必要であるとし、平成 18 年 6 月に消防組織法第 32 条の規定に基づき、「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を策定しました。これを受け、県においても平成 20 年 3 月に「三重県消防広域化推進計画」を策定しました。

これ以降、現在は平成 31 年 3 月策定の「三重県消防広域化及び連携・協力に関する推進計画」（以下「推進計画」という。）により、消防の広域化及び連携・協力を推進しています。

消防庁は、令和 6 年 4 月に「市町村の消防の連携・協力の基本指針の一部改正について」を発出し、都道府県の役割として、各消防本部における指令センターの更新時期等の状況を把握しつつ、推進計画に反映させることの必要性を示しました。また、消防庁の役割として、ソフト面の積極的な支援と財政措置を講じること等を示し、消防の連携・協力を推進する期間についても令和 11 年 4 月 1 日まで延長しました。

このことを受け、県としても今回の基本指針の一部改正の内容をふまえ、現行の推進計画の期間延長を行います。

(2) 推進計画に基づく消防の広域化及び連携・協力の推進状況

推進計画では、消防を取り巻く環境の変化、消防の現状と課題、地域ごとの取組の現状等のほか、中長期的な広域化を展望しつつ、県内各地域における取組などを定めており、この推進計画に基づき、消防の広域化及び連携・協力の推進に取り組んできました。

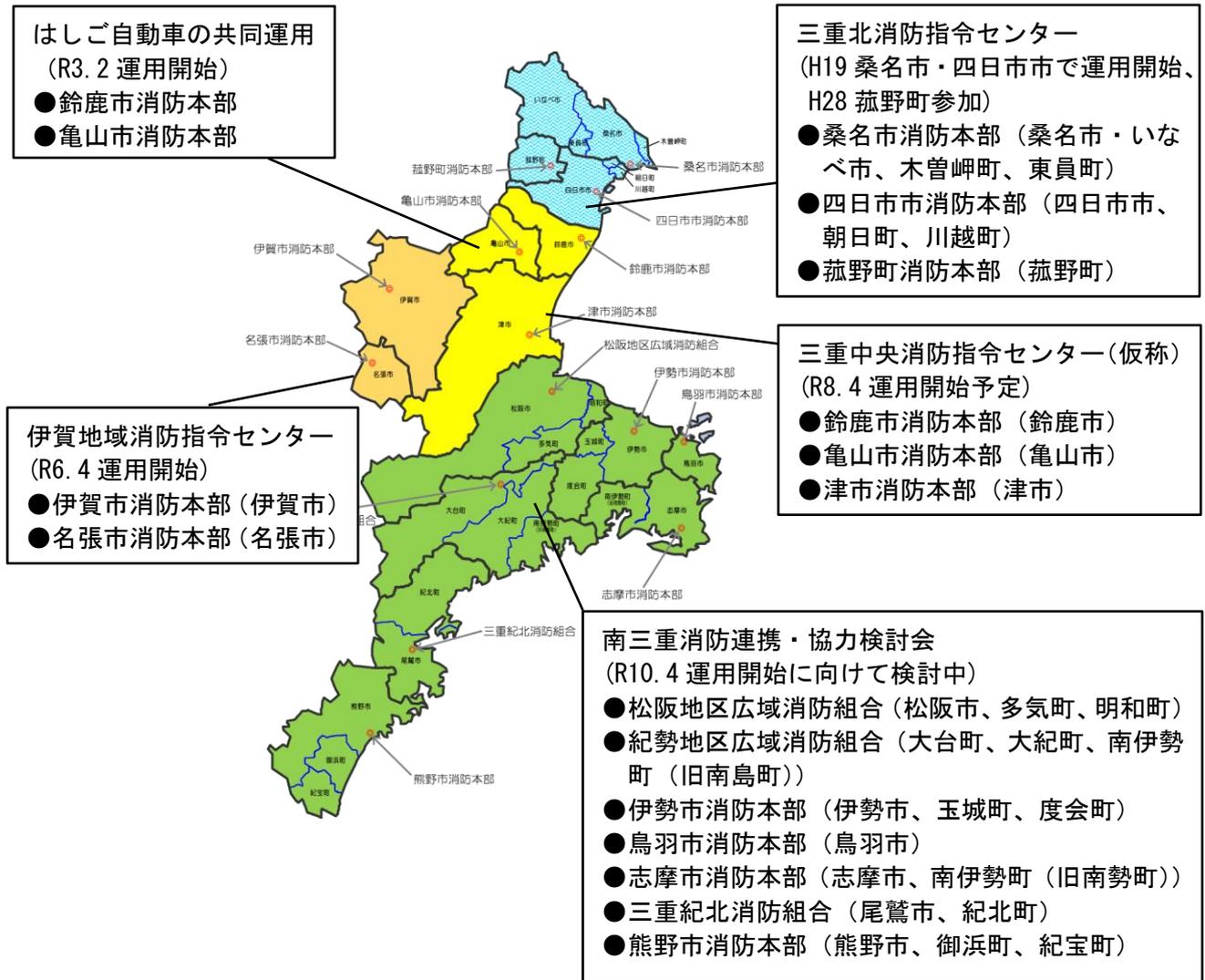
①消防の連携・協力の推進

各地域の消防指令センターに関する連携・協力について、「伊賀市・名張市地域」は「伊賀地域消防指令センター」として、令和 6 年 4 月 1 日に共同運用が開始されました。また、「津市・鈴鹿市・亀山市地域」は令和 4 年 10 月に法定協議会が設置され、令和 8 年 4 月に共同運用が開始される予定であり、「伊勢市・鳥羽市・熊野市・志摩市・三重紀北・松阪地区・紀勢地区」は、令和 6 年 3 月に実施計画が策定され、令和 10 年 4 月の共同運用開始に向けて検討が進められています。

②消防の広域化の推進

人口減少社会の到来、少子高齢化の進展等の社会情勢の変化に対応していくためには、消防の広域化による消防力の維持・強化が有効な手段の一つであることから、連携・協力などの取組をステップとして、中長期的な広域化を展望しながら、取組を進めています。

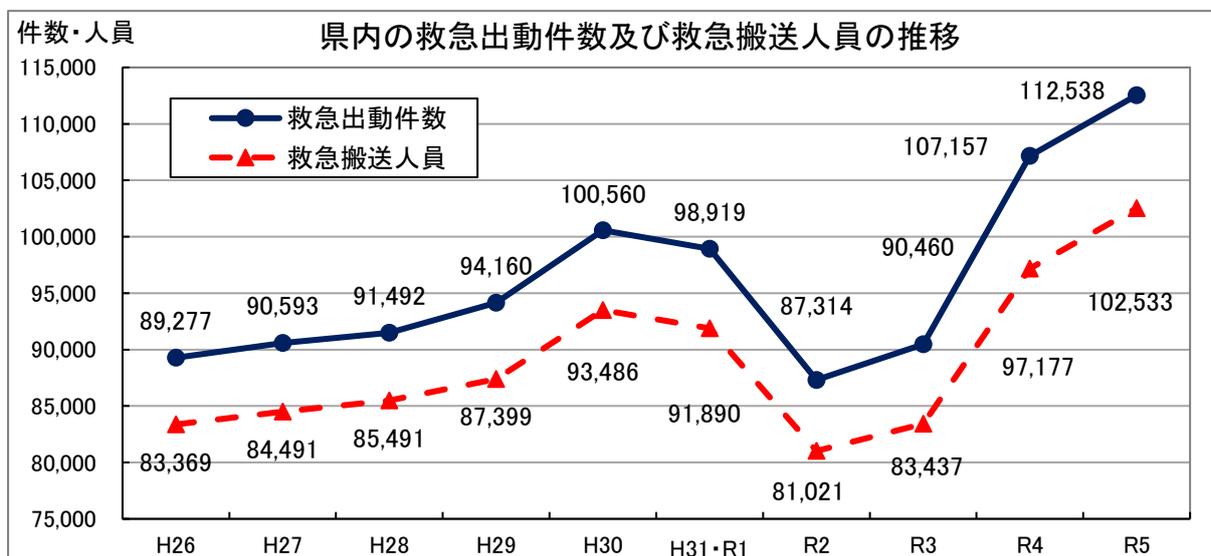
【参考】



2 円滑な救急搬送と救急救命士の養成

(1) 救急搬送の現状

令和5年の三重県内における救急出動件数は速報値で112,538件（対前年比5.0%増）、搬送人員は102,533人（対前年比5.5%増）となり、引き続き増加しています。搬送人員の半数以上（54.2%（全国:48.4%））が軽症者となっています。



※全国（令和5年）救急出動件数対前年比5.6%増、搬送人員対前年比6.8%増

(2) 円滑な救急搬送に向けた取組

国、県、各消防本部が連携して救急車の適正利用の啓発を行うとともに、各地域においても救急搬送から病院への受入れが円滑に行われるよう、医療機関と具体的な搬送ルールの策定・検証・見直しを継続して行っています。

(3) 救急救命士の養成

救急搬送を担う救急救命士の資質向上を図るため、三重県消防学校と連携した養成講習等を実施するとともに、意識障害や心筋梗塞等の観察及び処置など具体的なテーマに則したセミナーを実施します。

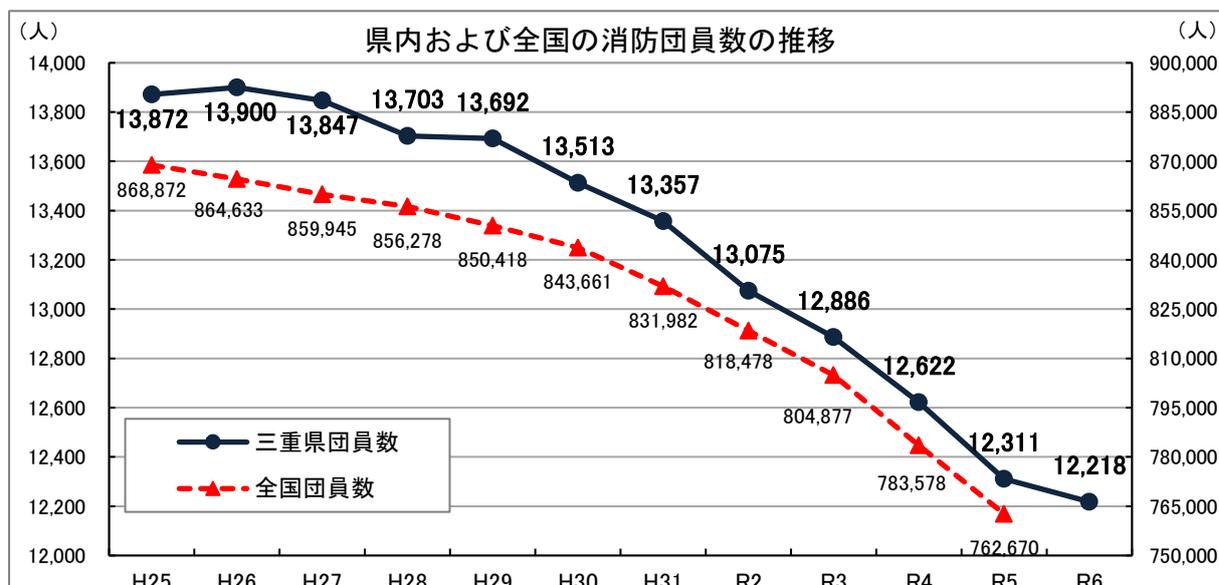
また、救急救命士養成機関（一般財団法人救急振興財団等）への県内消防職員の派遣について、調整及び支援を行います。

3 消防団の充実・強化

(1) 消防団員の現状

消防団は、消防組織法第9条の規定に基づき市町村に設けられている非常備の消防機関です。その構成員である消防団員は、他に本業を持ちながらも「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づき参加し、消防・防災活動を行っています。消防団員が地域住民の安心・安全の確保のために果たす役割は極めて大きく、地域防災力の中核を担う存在です。しかし、労働人口の減少、就業形態の変化に伴う被用者割合の増加等により、全国的に団員数の減少や平均年齢の上昇などが課題となっています。

本県においては、市町とともに若年者や女性等の幅広い層に向けた入団促進、企業への消防団活動の理解・協力促進に取り組んだところ、消防団員数の減少傾向は続いているものの、前年度から93名減少に留まり、12,218名（令和6年4月1日現在、暫定値）となっています。今後も消防団員の入団促進・退団抑制について、継続的に取り組んでいく必要があります。



(2) 消防団の活性化の取組

市町や三重県消防協会と連携し、以下のとおり消防団の活動環境の整備や団員の入団促進に取り組み、消防団の活性化に努めます。

① イベントでのPR

防災対策部主催のイベントに加え、新たに県庁各部署で実施する各種イベントにおいて、リーフレットの配布や防火服の試着体験等を実施し、消防団活動への理解促進を図るとともに、県内市町、各種経済団体を通じて広く県民にリーフレットを配布することで、入団促進に努めます。

②モデル事業の実施と水平展開

消防団の入団促進・退団抑制、企業等の消防団活動への理解・協力の促進、女性消防団員の活動環境の改善等を目的として市町が行う取組をモデル事業として実施し、その成果を市町へ水平展開します。

③消防団協力事業所の顕彰

毎年開催している消防大会において、消防団に理解・協力のある事業所（消防団協力事業所）を顕彰するため、三重県知事から感謝状を贈呈するとともに、その様子を県ホームページにて広く紹介します。

④全庁的な入団促進の取組検討と実施

令和4年度に全庁的な「消防団入団促進施策庁内検討会」を設置し、各部局と連携した広報・啓発活動や、企業等の入団促進への協力を繋がるインセンティブ等を検討し、実施しました。

4 緊急消防援助隊

(1) 概要

緊急消防援助隊は、平成7年1月の阪神・淡路大震災の教訓をふまえ、大規模災害等において被災した都道府県内の消防力では対応が困難な場合に、人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施できるよう、全国の消防機関相互による援助体制を構築するため、平成7年6月に創設されました。

(2) 能登半島地震での活動

令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、消防庁長官から出動の指示を受け、三重県防災航空隊が1月2日から31日までの30日間、緊急消防援助隊航空部隊として主に救助活動や搬送業務に従事するとともに、1月10日から19日までの10日間、県内15消防本部から延べ155隊520名の消防隊員が、緊急消防援助隊三重県大隊として主に輪島市大規模火災現場での検索活動や輪島市内での救急搬送業務に従事しました。

なお、これらの活動に対し、三重県大隊と防災航空隊に総務大臣感謝状贈呈、県内15消防本部に消防庁長官賞状授与が決定し、本県も知事からの感謝状を贈呈する予定です。

(3) 緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練

総務省消防庁では、平成8年度以降毎年全国を6ブロックに分けて地域ブロック単位での合同訓練を実施しており、令和6年度の緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練を12月21～22日に三重県鈴鹿市及び四日市市を会場として実施する予定です。

5 消防職団員の資質向上

消防学校（鈴鹿市石薬師町）は、消防組織法第 51 条の規定に基づき、都道府県に設置が義務付けられた教育訓練機関です。県内の消防職員、消防団員及び消防防災関係者等を対象に教育訓練を実施し、その資質の向上を図ることで県内消防力の向上に努めています。

令和 6 年度は、複雑化・多様化する火災や事故、激甚化・頻発化する豪雨災害や南海トラフ地震などの大規模災害に的確に対応できる消防職団員を育成するため、基本的な教育訓練に加え、ガレキ救助訓練施設や土砂災害訓練施設、令和 5 年度に整備した倒壊家屋救助訓練施設等を活用し、さまざまな災害現場を想定した専門的・実践的な教育訓練を実施します。

（１）消防職員の教育訓練

市町等において新たに採用された消防職員の基礎的な教育訓練である初任教育、救急隊員や水難救助隊員等として必要な専門的知識や技術の習得を図る専科教育、各階層の幹部に必要な識見、管理能力や指導力等の習得を図る幹部教育等を実施しています。

（２）消防団員の教育訓練

消防団員の各階級等に応じた知識と技術の習得を図るため、初級幹部科（旧普通科）、分団指揮課程・指導員科、指揮幹部科現場指揮課程、機関員科や一日入校による訓練等を実施しています。

（３）その他

企業が設置する自衛消防隊員等に一般防災教育を実施し、消防・防災意識の向上を図っています。

6 高圧ガス事業所等の予防・保安対策

高圧ガス、L P ガス及び火薬類を取り扱う施設並びに電気工事業者等に対し、製造設備の適切な維持管理など法令等で定める保安活動の実施状況等を確認するために立入検査等を行うとともに、危険物取扱者等への講習を実施することにより、事業者の自主保安を推進し、事故の発生防止や適正な産業保安の確保を図ります。

（１）立入検査等の実施

①高圧ガス・L P ガスにかかる規制

高圧ガス保安法に基づき、保安の確保のため、高圧ガス事業所に対し完成検査、保安検査及び立入検査等を実施しています。

また、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき、L P ガス販売事業者等に対して、保安の確保のため立入検査等を実施しています。

②火薬類にかかる規制

火薬類取締法に基づき、火薬類を取り扱う関係事業所に対し、火薬類の保安の確保のため、火薬庫等の完成検査、保安検査及び立入検査等を実施しています。

③電気工事業

電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づき、電気工事の欠陥等による事故の発生や拡大の防止のため、電気工事業の登録及び事業者の事務所等への立入検査等を実施しています。

④危険物取扱者及び消防設備士

消防法に基づき、危険物や消防用設備の不備等による事故の発生及び被害の拡大防止のため、危険物取扱者及び消防設備士免状所持者に対する保安講習を実施しています。

(2) コンプライアンス及び保安推進に向けた研修の実施

高圧ガス製造事業者等に対し、事故防止及びコンプライアンスの徹底など自主保安の推進を図るための研修会を開催しています。

7 石油コンビナートの防災対策

高圧ガス保安法など産業保安に係る各種規制に加え、大量の石油や高圧ガスが取り扱われている石油コンビナート区域においては、災害の発生及び拡大を防止するため、石油コンビナート等災害防止法に基づき、防災体制の確保等総合的な対策を推進しています。

(1) 対策の概要

石油コンビナート地域は、令和5年度末において全国で33都道府県に77区域（特別防災区域）あり、県内では四日市臨海地区が指定されています。同地区で規制の対象となる事業所は33事業所となっています。

立地する事業所の多くは、操業開始から50年以上経過しており、設備の高経年化による事故のリスクを回避するため、適切な設備の維持管理や従業員への保安教育の実施等が重要となっています。

引き続き、事故の発生防止に向けて、保安検査などを実施する際に、事業所に対し適切な設備の維持管理の徹底を指導するとともに、保安担当者の意識向上を図るための研修会などを開催します。

(2) 三重県石油コンビナート防災計画

南海トラフ地震等に備えた石油コンビナートの防災対策に取り組むため、令和6年度から令和7年度にかけて、科学的知見に基づく「石油コンビナート防災アセスメント調査」を実施し、南海トラフ地震等の発生により想定される災害の形態、規模、影響範囲などを予測・評価するとともに、その評価結果に応じた防災対策等を検討し、これを基礎資料として三重県石油コンビナート等防災計画の見直しを進めます。

また、引き続き、石油コンビナートにおける事業所設備や防災資材の備蓄状況等の変更などに伴う、三重県石油コンビナート等防災計画の所要の見直しを行います。

8 防災ヘリコプターによる消防防災活動

本県の防災航空隊は、県内市町・消防本部の協力を得て、平成5年4月に設置され、防災ヘリコプター「みえ」による救急・救助活動や災害応急対策活動、林野火災消火活動等を実施しています。

(1) 防災ヘリコプター「みえ」の概要

①機種

レオナルド式AW139型

②性能等

最大搭乗者数：14名

機体重量：4.6t

全長／全幅：16.6m／4.2m

最高速度：310km/h（巡行速度は220～270km/h）

主要装備：ホイスト装置、ヘリテレカメラ・電送装置、動態管理システム、機外拡声装置

(2) 運航体制

防災航空隊基地：津市伊勢湾ヘリポート

配備人員：消防・保安課防災航空班

10名（うち9名は市町からの派遣消防職員）

勤務体制：交代勤務による365日勤務

運航形態：委託運航（中日本航空株式会社）、二人操縦士体制

運航時間：8時30分～17時15分（日没時刻が17時15分以前の期間は日没）

※緊急運航の場合は日の出から日没まで

(3) 運航基準

防災ヘリコプターは、消防本部等からの要請を受け、ヘリコプターの特性を十分に活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に緊急運航するほか、災害危険個所の調査や訓練等、必要性に応じ運航することとしています。

また、大規模災害発生時には、消防庁長官の指示を受け、航空消防活動を行う緊急消防援助隊として運航します。

なお、定期点検等で運航を休止する際は、近隣府縣市等と締結した相互応援協定に基づき、他県市に応援を求め、迅速に対応しています。

①緊急運航における主な活動内容

- ・ 山岳遭難事故や河川・海等での水難事故等における捜索・救助
- ・ 地震、台風、豪雨及びガス爆発等の災害の情報収集
- ・ 林野火災等における空中からの消火活動
- ・ 陸路搬送が困難な山村・離島からの救急患者の搬送
- ・ 近隣府縣市等との応援協定に基づく救助活動等

②緊急運航の要件

公 共 性：地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とすること。

緊 急 性：差し迫った必要性があること。（緊急に活動を行わなければ、県民の生命、身体、財産に重大な支障が生ずる恐れがある場合）

非代替性：防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。（既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない、または活動できない場合）

(4) 運航状況

能登半島地震では、消防庁の指示により緊急消防援助隊の航空部隊として、1月2日から1月31日までの30日間、輪島市の大規模火災での航空消防活動、孤立地区での救助・搬送活動等の応援活動を実施しました。

今後も消防防災活動の場において、防災ヘリコプターを安全かつ効果的に活用できるよう、引き続き、各消防本部や関係機関との連携し取組を進めてまいります。

また、令和5年度は、航空法等で定める4年に1度の大規模な点検整備のため、6ヶ月以上の運休を要したことから、令和6年度から、迅速な整備を行うため機体部品保証制度に加入するなど、安全な運航を最優先したうえで運休期間の短縮に努め、迅速に航空機による支援を実施していきます。

(参考) 緊急運航実績

区分 \ 年度	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	出動件数	他県等からの受援件数		出動件数	他県等からの受援件数		出動件数	他県等からの受援件数		出動件数	他県等からの受援件数	
		うち 県外			うち 県外			うち 県外			うち 県外	
救急	29	10	11	31	2	8	24	1	15	15	6	18
山岳	35	12	13	36	3	11	30	4	23	18	7	23
水難	3			5			3			0		
その他	0			1			0			0		
消火	1	0	3	4	1	0	3	0	1	6	5	0
災害対策	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0
小計	68	22	27	78	6	19	60	5	39	40	18	41

6 災害対策活動体制の充実・強化について

災害発生時または発生するおそれがあるときに、初動の段階から迅速かつ的確に災害対策活動を展開できるよう、平時から情報収集や分析、対策立案能力の向上を図り、オペレーション機能を強化するとともに、災害時に第一線に対応する市町の災害対策活動強化の支援に取り組んでいます。

また、災害対策活動の基盤を強化するため、広域防災拠点や防災通信ネットワークの整備と適切な運用に取り組んでいます。

1 災害即応力の向上

(1) 実践的な訓練の実施

過去の災害の教訓をふまえ、実践的な訓練を実施することで、市町や関係機関と連携して災害発生時に迅速かつ的確な災害応急対応ができる体制整備に取り組んでいます。

防災訓練の実施にあたっては、南海トラフ地震や大規模な風水害で県内全域に大きな被害が発生することも想定し、国、市町、関係機関等と連携した実動訓練や図上訓練を通じて、実践的な対応力の向上を図ります。

①実動訓練

国や市町、関係機関との連携強化や地域・住民の災害対応力向上を図ることを目的に、毎年度、実動訓練として、三重県総合防災訓練を実施しています。

令和6年度は、令和6年12月8日（日）に、令和6年能登半島地震で生じた課題をふまえ、志摩市を会場として、南海トラフ地震を想定して実施します。また、12月21日（土）～22日（日）に、緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練とあわせ、鈴鹿市をメイン会場として、直下型地震を想定して実施します。

②図上訓練

災害対策本部における組織と個人の災害対応力向上を図るとともに、国や市町、関係機関との連携強化を目的として、総合図上訓練を実施しています。

令和6年度は、能登半島地震で生じた課題をふまえ、南海トラフ地震を想定して実施します。また、災害対策本部の各部隊や各地方災害対策部においても、災害時の活動内容の習熟や対応力向上のための図上訓練等を実施します。

③他府県等と連携した訓練

災害応援協定等に基づき、他府県等との連携強化のための訓練に参加します。

- ・緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練（開催地：京都府）
- ・中部緊急災害現地対策本部訓練（内閣府主催）
- ・自衛隊・海上保安庁防災関係訓練 等

(2) 職員の災害対応力強化に向けた人材育成

災害発生時等に職員が防災対策において責務を最大限に果たすため、三重県防災対策推進条例に基づき、中長期的な人材育成を図ることを目的として令和2年3月に「三重県職員防災人材育成指針」を策定しました。指針では、めざすべき職員像や行動原則などを明確化するとともに、指針をふまえた「三重県職員防災人材育成計画」を毎年度策定し、計画的な人材育成を実施しています。

令和6年度は、育成指針に定める職員育成期間の5年目を迎えることから、これまでの取組結果と課題等を整理し、指針内容の検証、見直しを行います。

具体的には、職員現況調査結果や能登半島地震の支援に派遣された職員の気づき等をふまえた研修内容とすることや、災害時における自らの役割と業務を十分に理解してもらい、実施体制の強化につながる研修方法などについて検討を行います。

(3) 市町の災害対策活動強化支援

災害時に第一線で災害対応を行う市町災害対策本部の対応力を強化するため、市町のマニュアル等の整備や対応力を検証するための訓練の実施について、「計画策定や訓練実施等の現状の確認」「訓練企画」「訓練実施」「検証・計画の見直し」のサイクルを通じて、きめ細かな助言、支援等を行います。

(4) 情報収集体制の強化

大規模地震や風水害発生時に市町の被害情報の収集や支援ニーズの把握を行い、市町災害対策本部の支援や県災害対策本部活動の的確な展開を図るため、令和4年度に、首長や幹部職員と直接情報交換する課長級の職員を総括支援員としたことに加え、市町ごとに派遣する職員を予め指定するといった体制の見直しを行い、令和5年度より本格運用を開始しました。

このほか、令和5年度には、災害時に関係機関が収集する映像情報を相互に共有する体制を新たに整備し、情報収集体制の強化を図りました。今後、訓練を通じて、関係機関とのより円滑な情報共有に努めていきます。

(5) 災害対策本部の活動環境整備

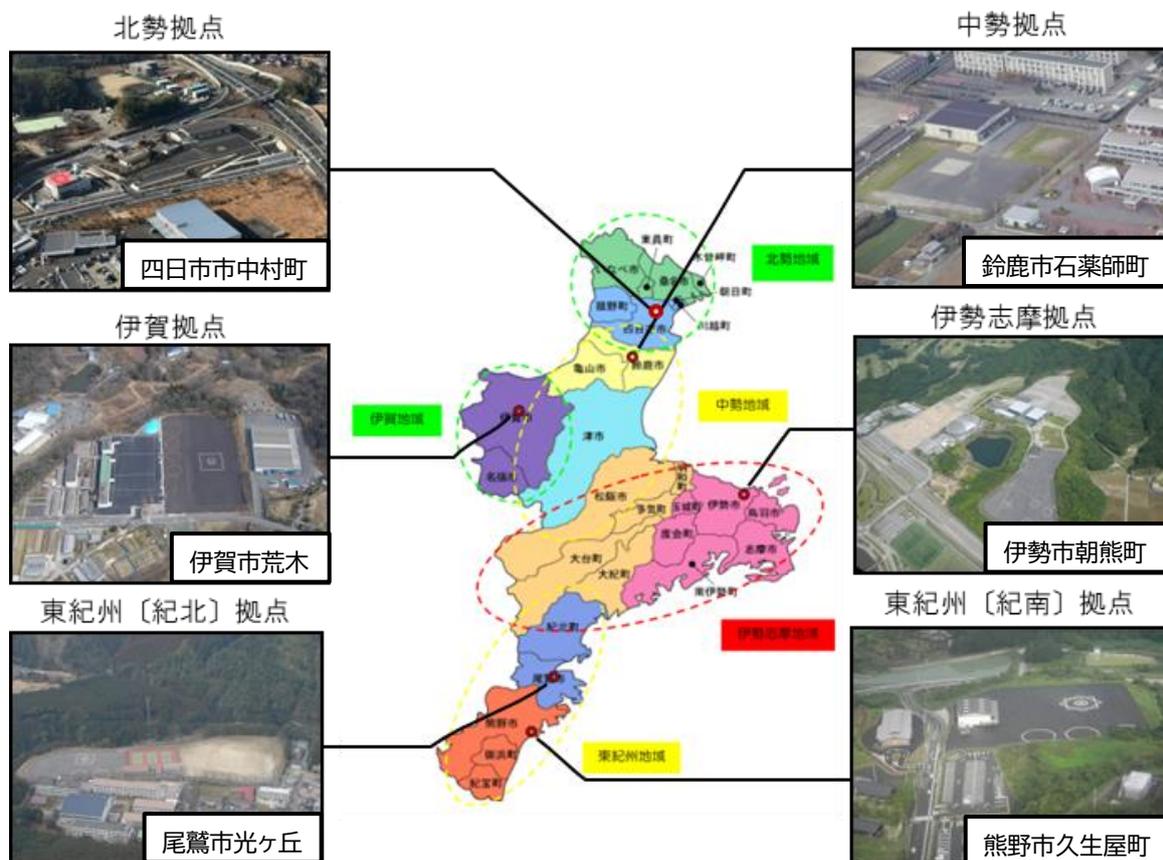
令和5年度に大規模災害発生時においても初動の段階から迅速かつ的確に災害対策活動を実施することができるよう、防災対策部内に常設のオペレーションルームとシミュレーションルームを整備し、災害対策本部の機能充実を図りました。より効率的な使用方法を追求するため、今後も不断の見直しを図ります。

また、災害対策本部要員用の食料や水を備蓄するとともに、令和5年度に停電や断水があっても使用することができる災害用貯留式マンホールトイレを本庁舎敷地内に整備しました。引き続き災害対策本部要員の健康、衛生に配慮した活動環境の確保に努めます。

2 広域防災拠点

(1) 概要

大規模で広域的な災害が発生した場合に災害応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、広域的な活動拠点として県内5エリアに6つの広域防災拠点を設けています。



(2) 拠点の主な機能

①物資保管・集配機能

- ・国等からの調整によって供給される物資の受入れ
- ・各市町が設置する市町物資拠点や避難所に向けての物資の搬送

②空輸機能

- ・救助や医療搬送、物資輸送等のためのヘリコプター場外離着陸場としての運用

③情報通信・連絡調整機能

- ・災害対策本部等との連絡調整や拠点での活動の調整
- ・応援部隊の活動に必要な情報の提供

④燃料保管機能

- ・災害支援のための最低限の燃料貯蔵

⑤応援要員受入機能

- ・局地的災害時における応援部隊の受入や滞在スペース提供、被災地への移動支援

3 防災通信ネットワーク

(1) 概要

災害等の非常時に一般の回線が途絶えたときの防災関係機関相互の通信を確保するため、県庁舎、市町及び消防本部庁舎、警察署、災害拠点病院、国関係機関等に地上系及び衛星系防災行政無線並びに有線系通信設備を設置し、防災通信ネットワークを構築しています。

①各設備の特徴

ア 地上系防災行政無線設備

山上等に設置した中継局を介して、県内防災関係機関や車等に設置した無線局が音声通信を行う通信設備です。

イ 衛星系防災行政無線設備

人工衛星を介して、県内防災関係機関に設置した無線局の他、国、全国の自治体が音声通信、画像伝送等を行う通信設備です。可搬型設備を使用することにより、現地からの映像伝送や通信が可能です。

ウ 有線系通信設備

インターネット回線網を利用して防災情報や画像情報など大容量のデータ通信を行う通信設備です。

②設置状況

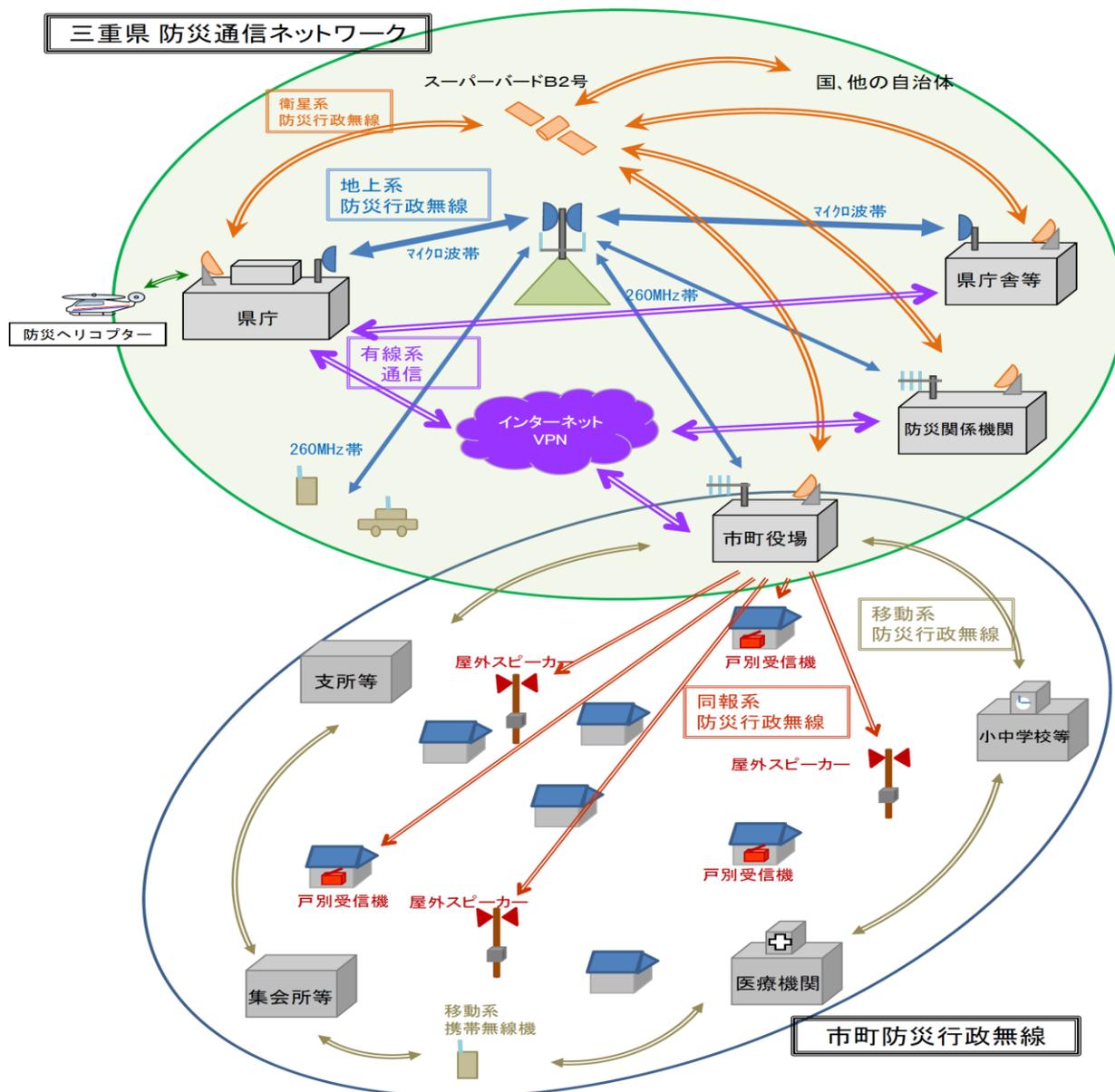
設置場所（機関名）	設置機関数	設置箇所数			
		地上系	衛星系	有線系	
県庁舎等	13	13	11	13	
中継所	—	24	—	—	
（ 内 訳 ）	端末局	119	131	63	70
	市 町	29	42	31	38
	消防本部	15	15	15	16
	警察署関係	19	19	1	1
	医療関係	21	21	7	1
	報道関係	3	3	0	0
	県地域機関、県関係	19	19	6	12
	国関係	8	7	3	2
	ライフライン	5	5	0	0
合計	132	168	74	83	

（２）設備更新

地上系防災行政無線設備及び有線系通信設備は、機器の老朽化や電波関係法令の改正に対応するため、令和元年度から令和４年度にかけて設備の更新を行いました。

衛星系防災行政無線設備については、令和９年度に、地域通信衛星ネットワークが、第２世代と呼ばれるシステムから、従来より整備コストが削減でき、大雨による通信障害が発生しにくい、第３世代と呼ばれるシステムに通信方式等が変更されるため、令和５年度から令和７年度にかけて新たな通信方式に対応した設備への更新を行います。

「三重県 防災通信ネットワーク」と市町の防災行政無線



(参考) 市町の防災行政無線

市町が整備している防災行政無線には、大きく2種類あります。一つは「同報系」で、各戸に受信機を設置したり、地区に屋外スピーカーを設置するなどして、市町役場から地域住民に直接情報を放送するものです。もう一つは「移動系」で、主として市町役場と支所、避難所などの連絡用として配備しているものです。

7 南海トラフ地震対策の推進について

南海トラフ地震の発生に備え、具体的な対策を検討するため、令和6年度、新たに「南海トラフ地震対策プロジェクトチーム」を設置し、公表から10年が経過している南海トラフ地震被害想定の見直しや「津波災害警戒区域」の指定による津波避難対策の推進等に取り組むとともに、受援対策や物資の適切な備蓄等に取り組めます。

1 南海トラフ地震被害想定の見直し及び津波災害警戒区域等の指定

(1) 概要

三重県が公表している南海トラフ地震被害想定は、平成24年に国が作成した南海トラフ地震の被害想定をふまえて、平成25年度（平成26年3月）に三重県が独自に作成したものであり、多くの市町がこの想定をもとに地震・津波のハザードマップを作成し、住民への啓発等に活用しています。

本県の被害想定は作成後10年を経過し、国においても被害想定の見直しを予定していることから、本県においても令和7年度末に被害想定を見直します。あわせて、津波が発生した場合に、住民等の生命・身体に危害が生じる恐れがある区域で、津波災害を防止するための「計画避難体制を特に整備する区域」を「津波災害警戒区域」として指定します。

(2) 令和6年度の実施

南海トラフ地震の被害想定の見直しに必要な調査と「津波災害警戒区域」等の指定に必要な調査を令和6年度から7年度にかけて実施します。

現在、国において、南海トラフ地震の被害想定の手法の見直しを検討する「南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会」等を開催しており、国の動きもふまえつつ近隣県との情報共有を図りながら、調査実施に向け準備を進めているところです。

有識者の指導や助言を得ながら調査を実施し、「津波災害警戒区域」等の指定に必要な基準水位（津波浸水想定に定める浸水深に、建築物等の衝突によるせき上げ高さを考慮した水位）を算出した後、令和6年度末を目途に「津波災害警戒区域」等の指定基準を策定します。

(3) 令和7年度の実施

令和6年度に引き続き、必要な調査等を行い、南海トラフ地震被害想定調査結果をとりまとめるとともに、「津波災害警戒区域」の指定に向け、市町と調整を進めます。

また、これまでの対策について、調査結果もふまえ必要な対策を実施するため、三重県防災・減災アクションプランを改定します。

2 南海トラフ地震等の大規模災害発生時における受援対策

南海トラフ地震等の大規模な災害が発生した際、被災者支援を効果的に行うためには、国や他県等からの応援活動を受けて、被災した市町と県とが一体となって受援活動を進めることが重要です。

このため県では、平成30年3月に「三重県広域受援計画」を策定し、県・市町・防災関係機関等が連携した実動訓練や図上訓練等を通じて、同計画の実効性を高めるための取組を行いました。

また、県内市町における受援体制づくりをより一層促進するため、平成31年3月に作成した「三重県市町受援計画策定手引書」を活用して、研修会を開催するなど市町に計画策定を働きかけ、令和5年度までに県内すべての市町で受援計画が策定されました。

令和6年度は、能登半島地震の気づきをふまえ、「三重県広域受援計画」「三重県市町受援計画策定手引書」の検証について、市町の意見も聞きながら進めるとともに、市町受援計画の見直し及び修正への支援も行っていきます。

3 南海トラフ地震等の大規模災害発生に備えた物資等の備蓄

災害時の備蓄は、自助の理念に基づき、県民自らが災害に備え食料や飲料水、生活必需品等を予め確保しておくことを基本としています。

県では、南海トラフ地震等の大規模災害発生に備え、被災者が最低限の避難生活を維持するうえで必要な品目（食料、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、哺乳瓶、毛布等、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、生理用品、携帯・簡易トイレ、トイレットペーパー、飲料水、及び感染防止対策物資）について、自助・共助による備蓄を除いた分を公的備蓄・調達で確保しています。

具体的には、国のプッシュ型支援が発災後4日目には被災者に届けられるものと想定し、1～2日目を市町、3日目を県が担うことを基本的な役割分担とし、原則として、市町は現物備蓄や調達により、県は流通備蓄により対応することとしています。加えて、県では、孤立地域の発生や物流機能の停止等の不測の事態が発生した場合に備え、セーフティーネットとして、一定量を県広域防災拠点等に現物備蓄しています。

能登半島地震が発生した際、セーフティーネットとして備蓄していた物資の多くを被災地へ提供したため、現在、提供した物資の補充を進めています。

4 南海トラフ地震臨時情報に係る防災対応

令和元年5月に、中央防災会議において「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」が修正され、「南海トラフ地震臨時情報」(以下「臨時情報」という。)の運用が開始されました。

臨時情報は、南海トラフ沿いで異常な現象を観測された場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価された場合等に、気象庁から発表される情報です。

具体的には、南海トラフ沿いでマグニチュード6.8以上の地震等の異常な現象を観測した後、5～30分後に南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表され、その後、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の臨時会合における調査結果を受けて、臨時情報(巨大地震警戒)、臨時情報(巨大地震注意)等、該当する情報が発表されます。

県では、臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合に県有施設を円滑に避難所等として活用できるよう、令和4年3月に「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表時の県有施設の対応方針」を策定しました。

令和6年度は、臨時情報に関して、県民への一層の周知啓発を行うとともに、県有施設の具体的な活用について、市町のニーズを把握しながら、調整を進めていきます。

8 地域防災力の向上について

三重県では、地域防災力を向上させるため、市町や自主防災組織、三重大学と共同で設置した「三重県・三重大学 みえ防災・減災センター」等と連携しながら、命を守るための防災意識の醸成や地域の防災活動の活性化、災害から確実に避難することができる体制の整備、安全・安心な避難環境の整備促進などに取り組んでいます。

1 みえ防災・減災センター

みえ防災・減災センターは、本県の地域防災力の向上を目的に三重県と国立大学法人三重大学の協定のもと平成26年4月に設置されました。

センターでは、防災に関する「人材育成・活用」「地域・企業支援」「情報収集・啓発」「調査・研究」に取り組むとともに、防災・減災に係る関係機関を結びつけるハブ機能、県内外の研究機関等と連携したシンクタンク機能を活用して、市町や地域、企業等の支援に取り組んでいます。

(1) 人材育成・活用事業

地域や企業等が行う防災活動の場で活躍する「みえ防災コーディネーター」を育成するとともに、市町や地域からの要請に応じて防災人材の紹介を行っています。

(2) 地域・企業支援事業

これからの地域防災を担う若年層に対する防災意識向上や、地区防災計画等の作成支援、企業間の防災ネットワークの運営など、地域や企業等における防災・減災対策の円滑な実施に向けた支援を実施しています。

(3) 情報収集・啓発事業

過去の災害をはじめとする防災・減災に関する様々な情報を収集し、ホームページ「みえ防災・減災アーカイブ」等において広く公開するとともに、シンポジウム等を開催しています。

(4) 調査・研究事業

行政と大学が連携する当センターの機能を活用し、防災・減災に関する実践的なテーマについて、行政職員と大学教員が一体となって調査・研究を実施しています。

2 防災意識の向上

県民の皆さんの防災意識を高めるため、風水害や地震・津波に関するシンポジウム及び防災啓発イベントの開催、自主防災組織等が行う避難所運営訓練の実施支援、起震車による地震体験を通じた啓発等に取り組んでいます。

(1) みえ風水害対策の日シンポジウム

三重県では、伊勢湾台風が襲来した9月26日を「みえ風水害対策の日」と定め、県民の皆さんに風水害に対する防災意識を高めていただくことを目的に、シンポジウムを毎年開催しています。

令和6年度は津地方気象台との共催により、出水期でもある令和6年6月23日(日)に伊勢市で開催することとしており、線状降水帯への理解を深め、風水害への備えに向けた意識啓発を目的とする講演とともに、令和6年1月に発生した能登半島地震による被災地の実態に関する講演を行います。

(2) みえ地震・津波対策の日シンポジウム

三重県では、昭和東南海地震が発生した12月7日を「みえ地震・津波対策の日」と定め、県民の皆さんに地震・津波に対する防災意識を高めていただくことを目的に、シンポジウムを毎年開催しています。

令和6年度は昭和東南海地震から80年を迎えることや、みえ防災・減災センターが設立10周年を迎えたことをふまえ、過去の災害の教訓を未来に継承することをテーマとして11月に開催する予定です。

(3) 防災啓発イベント「三重県防災フェス」の開催

これまでの取組では啓発の機会が少なかった若年層や家族層の防災意識を醸成するため、県内ショッピングモール等での防災啓発イベントとして「三重県防災フェス」を開催しています。

このイベントでは、来場者により関心を持っていただけるよう、学生の協力を得ながら、気象実験、住宅耐震化に係る振動実験、災害用伝言ダイヤル体験、起震車による地震体験などの体験型啓発、消防団や海上保安庁の制服試着など、趣向を凝らした内容で実施しています。

(4) 防災技術指導員や防災啓発専門員による活動支援

防災対策部内に防災技術指導員と防災啓発専門員を配置し、市町や自主防災組織、企業等からの要請に基づき、タウンウォッチングや地区・個人の避難計画作成、防災訓練や避難所運営訓練の実施等の支援のほか、学校等からの要請に基づき、起震車による地震体験を行っています。

3 次代を担う防災人材の育成と若年層の防災意識の向上

若年層の防災意識の向上を図るため、県内の学生など若者を地域防災の担い手として養成するとともに、養成した若者が、自由な発想力を生かした情報発信や、市町・自主防災組織等と連携した地域の防災活動支援に取り組みます。

(1) 地域で防災活動を行う若い防災人材の養成

県内高等教育機関と連携し、大学生や高校生をはじめとする若者を対象に、次代を担う防災人材として「みえ学生防災啓発サポーター」を養成しています。

(2) 「みえ学生防災啓発サポーター」による若い世代に響く防災啓発の展開

「みえ学生防災啓発サポーター」養成講座修了者で組織している「みえ まもりたい」が地域の防災イベントに参画しており、子ども向け防災グッズの手作り体験や避難所イメージゲームを実施しています。

4 市町や自主防災組織等の取組支援

(1) 避難所運営への支援

避難所で起こりうる課題を可能な限り回避し、災害関連死が発生しないよう、東日本大震災や熊本地震など過去の災害で課題となった事項への対策や避難所における感染症対策を盛り込んだ「三重県避難所運営マニュアル策定指針」を活用し、円滑な避難所運営体制の構築を支援しています。

また、女性や外国人、高齢者、障がい者、妊産婦と乳幼児、子どもなど多様な避難者に配慮した避難所運営体制の確立を促進するため、市町や地域が行う避難所運営訓練に防災技術指導員を派遣し、要配慮者を含む避難者受入れなどを支援しています。

(2) 地域減災力強化推進補助金による取組支援

住民の適切な避難行動につなげ、命を守るため、住民の避難体制づくりや多様性に配慮した避難所運営等に取り組む市町等に対し、地域減災力強化推進補助金による支援を行っています。

補助金では、南海トラフ地震対策等の充実・強化のため、市町等が行う予防対策から復旧・復興までの取組に対し支援を行うほか、津波から県民の命を守るための津波避難施設の整備に対して支援しています。

さらに、令和6年度からは、新たに避難所において非常用自家発電設備等で稼働する空調設備の整備等に対しても支援します。

(3) 自主防災組織の活性化

地域の防災活動の中核を担う自主防災組織については、令和5年度に三重県が実施した実態調査において、地域における防災人材の掘り起こしや育成、研修会の充実を求める意見が寄せられました。

こうした意見をふまえ、令和6年度はみえ防災・減災センターが開催している「みえ防災コーディネーター」の養成講座において、地元の自主防災組織から推薦を受けた方の優先応募枠を令和5年度に引き続き設けるとともに、優先枠修了者の地域での活動を支援します。

また、各地域の自主防災組織の交流機会の増加などに取り組みます。

5 海拔ゼロメートル地帯等における広域避難対策

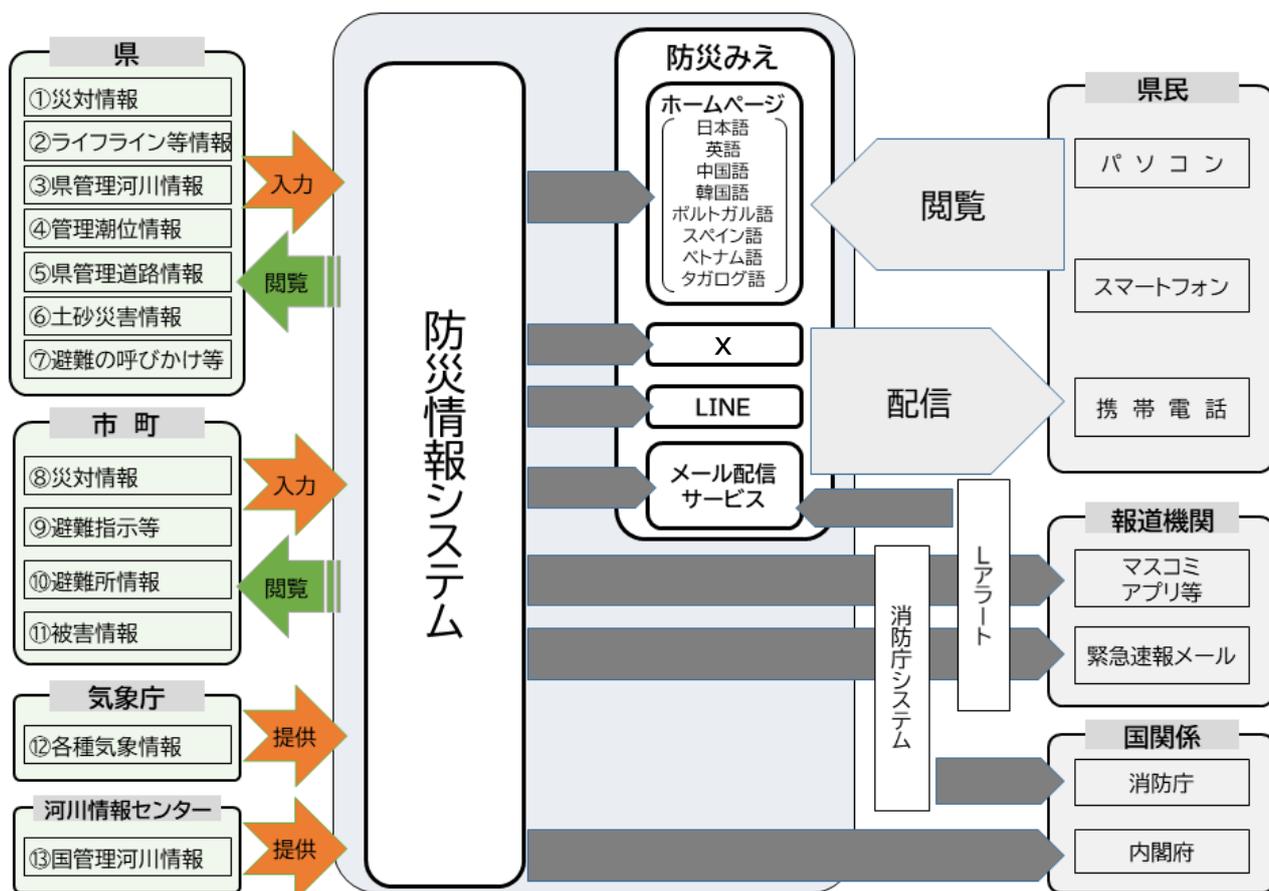
県北部の海拔ゼロメートル地帯などでは、伊勢湾台風級の台風の襲来や大規模な地震発生の場合、道路被害や長期間にわたる浸水の継続等によって甚大な被害が生じることが懸念されることから、三重県及び関係市町において対策会議等を設け、広域避難対策に関する取組を実施しています。

6 適切な避難行動につながる情報の発信

(1) 防災情報プラットフォーム

防災情報プラットフォームは、三重県災害対策本部活動の支援のほか、様々な災害情報等を収集し、共有・提供する仕組みとして防災みえ.jp ホームページ、メール等配信システム、防災情報システムで構成されています。

防災情報プラットフォームの仕組み



① 防災みえ.jp ホームページ

三重県が収集した気象、雨量、河川水位、避難所情報、避難情報など防災に関する情報をホームページで提供するシステムで、情報は自動でリアルタイムに更新されます。

日本語以外に、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、タガログ語で情報提供しています。

② メール等配信サービス

三重県が収集した気象、雨量、河川水位など防災に関する情報を電子メールで提供するシステムで、登録された方に自動でリアルタイムに配信します。

電子メールの配信のほかX（旧 Twitter）及びLINEと連携して、登録された方に気象に関する情報提供や台風に備えた注意の呼びかけ等も行っています。

また、令和2年4月からは、三重県とヤフー株式会社が締結している「災害に係る情報発信等に関する協定」に基づき、Yahoo!防災速報での防災情報等の配信を行っています。

【令和6年3月31日時点の各登録者数】

- ・メール配信 43,792 人
- ・X（旧 Twitter） 8,359 人
- ・LINE 20,717 人
- ・Yahoo!防災速報 約40万人（令和3年12月末時点）

③ 防災情報システム

三重県災害対策本部の設置時に、市町等から被害情報や避難情報を収集し、災害対策活動に活用するとともに、関係機関で情報共有するためのシステムです。

なお、収集した情報はLアラート（災害情報共有システム（総務省所管））を通じて報道機関へ配信され、県民の皆さんへはテレビやラジオを通じて提供されます。

（2）防災アプリ

県民の皆さんや県内を訪れた観光客等の方々が外出先においても津波等から避難できるよう、三重県独自の防災アプリを令和6年度中に開発し、避難に必要な情報を発信します。

9 危機管理の推進について

県民生活に好ましくない影響を及ぼす事態や、県民の信頼を損なう事態を「危機」ととらえ、危機管理に係る全庁的な企画及び総合調整を行うとともに、部局等の危機管理に対する支援、調整等に取り組んでいます。

1 三重県危機管理方針等

県では、「三重県危機管理方針」、「三重県危機管理計画」及び「三重県危機管理実施要領」を作成し、「知る」、「備える」、「行動する」をキーワードとして、全庁的な危機管理を推進しています。

(1) 三重県危機管理方針

県の危機管理推進の基本的な方針をまとめたもので、全職員が危機管理に取り組む共通認識とするものです。

(2) 三重県危機管理計画

危機管理体制の構築、危機発生時の対応、未然防止対策等の危機管理に係る基本的な取組をまとめたものです。

(3) 三重県危機管理実施要領

危機管理を実施する際の各取組の具体的な内容やサポートツール等をまとめたもので、職員の行動の手引きとなるものです。

2 危機管理体制

危機管理に関して全庁を統括し、危機発生時における各部局横断の指揮権限を持つ「危機管理統括監」を設置するとともに、各部局等に「危機管理責任者」を配置し、危機管理責任者会議等の設置により部局間の連絡調整を行うなど、全庁的な危機管理を推進する体制を構築しています。

また、所管区域内の危機管理を統括する「危機管理地域統括監」を各地域防災総合事務所（地域活性化局）に設置し、地域における危機管理体制を構築しています。

危機発生時には、必要に応じ危機対策本部を設置し、迅速かつ的確に対応します。

3 危機管理に係る取組

各部局等の危機管理責任者等と連携を密にし、危機発生時に迅速かつ的確に対応していきます。また、引き続き、職員の危機管理意識の浸透や危機への対応力の向上に向け、研修・訓練を実施します。

(1) 危機情報及びリスク情報の早期把握と対応

危機情報及びリスク情報を速やかに把握するとともに、各部局等が行う対応への支援や調整等を行っています。

(2) 危機管理の取組状況のモニタリング

各部局等における危機管理の取組状況を、防災対策部においてモニタリングし、その取組の改善を支援しています。

(3) 研修・訓練

- ① 新任所属長、新任班長等を対象とした職務に応じた危機管理研修を実施
- ② 課長等（本庁の課長及び地域機関の室長等）が課室員に対し対話形式による研修を実施
- ③ 個別の危機管理マニュアルに基づく危機対応訓練や、情報伝達訓練を実施

10 国民保護の推進について

武力攻撃や大規模テロ等が起こった場合において、国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに武力攻撃が国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小とするための措置を的確かつ迅速に実施するため、「三重県国民保護計画」に基づき、県や市町等の有事への対処能力向上等を目的とした訓練の実施や避難施設の指定等の取組を進めています。

1 国における関係法令等の整備

- ・平成 15 年 6 月 「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」(事態対処法)の制定
- ・平成 16 年 6 月 「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(国民保護法)の制定
- ・平成 17 年 3 月 「国民の保護に関する基本指針」(以下、国基本指針)を閣議決定(都道府県国民保護モデル計画の公表)

2 県における国民保護計画の作成

関係法令や国基本指針に基づき、県では、平成 18 年 3 月に、「三重県国民保護計画」(以下、県国民保護計画)を作成しました。(県内全市町も作成済)

その後、国基本指針等の改正に基づき、所要の変更を行っています。(直近では、平成 29 年 12 月に国基本指針が変更されたこと等をふまえ、平成 30 年 4 月に県国民保護計画を変更しました。)

3 県における国民保護訓練の実施

有事における初動対応の確認、関係機関相互の連携強化等、対処能力の向上を図るため、平成 19 年度から県国民保護計画に基づく訓練を実施しています。

令和 6 年度は、ミサイル攻撃(武力攻撃事態)を想定した図上訓練を実施するとともに、ミサイル発射時の避難行動の理解を促進するための避難行動訓練(住民避難訓練)を実施する予定です。

【これまでの訓練実績】

- ・図上訓練(県単独)：平成 19、21、22、23、26 年度
- ・図上訓練(国共同)：平成 20、27、28、30 年度、令和 4 年度(一部実動訓練)
- ・討議型訓練(国共同)：令和元年度、3 年度、5 年度
- ・実動訓練：平成 24 年度
- ・避難行動訓練(住民避難訓練)：平成 29 年度、令和 5 年度

4 ^{ジェイ・アラート} J-A L E R T *の整備および訓練

住民に緊急情報を伝達するための有効な手段である Jアラートが県内全ての市町に整備されています。

毎年度実施される全国一斉情報伝達試験を通じて、市町の対応力の向上を支援していきます。

なお、弾道ミサイルが本県に飛来する可能性がある場合には、Jアラート作動と同時に、知事を本部長とする危機対策本部を設置し、初動対応にあたることとしています。

*J-A L E R T (全国瞬時警報システム)

津波警報や緊急地震速報、弾道ミサイル情報といった対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星を用いて国から送信し、市区町村の防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム

5 避難施設の指定

県においては、県国民保護計画に基づき、市町と連携し、避難施設の指定を行ってきたところです。

とりわけ、ミサイル攻撃の際に、爆風等からの直接の被害を軽減する効果が高いとされている緊急一時避難施設（コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下施設）の指定を進めています。

また、さまざまな機会を捉えて、万が一の有事の際の適切な避難行動に関して県民に周知啓発を行います。